

第 10 章 新型インフルエンザ等発生時の気象庁本庁業務継続計画

第 1 節 総論及び本庁における業務継続計画

第 1 項 計画の目的及び構成

1 背景及び目的

新型インフルエンザは、過去、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。ほとんどの人が免疫を持っていないため、世界的な大流行（パンデミック）となれば、大きな健康被害とこれに伴う社会的・経済的影響が生じると懸念されている。また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があることから、平成 24 年 5 月、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）が策定された。同法では、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めている。また、政府は、特措法第 6 条に基づき、平成 25 年 6 月 7 日に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を策定した。中央省庁の業務継続計画に関しては、平成 21 年 8 月 7 日、「新型インフルエンザ対応 中央省庁業務継続ガイドライン」が策定されており、中央省庁において新型インフルエンザ対応の業務継続計画が策定されている。

本計画は、的確に防災気象情報を提供することによって、自然災害の軽減、国民生活の向上、交通安全の確保、産業の発展等を実現することを目的とした気象庁の所管業務について、当該業務の縮小・中断が国民生活に与える影響に鑑み、新型インフルエンザ等発生時の気象庁における執務体制のあり方等を定めるものである。

なお、本計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、政府行動計画と同様、以下のとおりである。

- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- ・ 感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの。

2 構成

本計画は「総論及び本庁における業務継続計画」、「事前準備」、「教育、訓練及び計画の見直し」の3節で構成する。

第2項 業務継続の基本方針

1 基本方針

気象庁の任務は、災害による被害の防止・軽減、交通の安全等を目的として、特別警報・警報・注意報等の各種情報を発表し、関係機関に伝達するとともに、報道機関等を通じて住民に提供することである。

新型インフルエンザ等が発生した場合においても、不急の業務については縮小・中断するなど、適切な意思決定に基づいて利用可能な資源（人、設備、物資等）を確保しつつ、気象庁の任務を果たしていくことが必要である。

また、そのためには、職員の生命・健康を守りつつ、新型インフルエンザ等発生時においても可能な限り多くの職員が業務を遂行することが求められる。このため、職員の感染防止に繋がる新型インフルエンザ等対策に関する業務についても適切に実施することが不可欠である。

以上に基づき、新型インフルエンザ等発生時における、気象庁の業務継続の基本方針は以下の通りである。

- ・ 強化・拡充業務については、優先的に実施する。
- ・ 一般優先業務については、可能な限りその実施を継続する。
- ・ 発生時に継続すべき業務（強化・拡充業務及び一般優先業務。以下「優先業務」）以外の業務については、大幅に縮小又は中断し、人員を優先業務に投入する。
- ・ 優先業務以外の業務のうち、感染拡大につながるおそれのある業務については、極力中断する。
- ・ 新型インフルエンザ様症状のある職員等に対しては、病気休暇の取得及び外出自粛の徹底を要請する。
- ・ 患者と濃厚接触し、感染症法第44条の3第2項の規定に基づき外出自粛等を要請された職員に対しては、特別休暇の取得を認め、外出自粛の徹底を要請する。
- ・ 優先業務については、職場における感染防止策を徹底し、勤務体制を工夫する。
- ・ 上記については、病原性・感染力の程度に応じ、対策の機動的実施、縮小等を可能とする。

2 計画の適用範囲

本計画は想定する新型インフルエンザ等が発生した際の本庁の活動に適用し、また、本庁の業務遂行に関連する管区气象台及び施設等機関の各活動に

適用する。なお、実際の発生時には、想定と異なる状況となることも考えられる。その場合は、本計画を基本として臨機応変に対応することとする。

3 計画の運用、検討体制

本計画は気象庁本庁災害対策要領に定める災害対策本部等により運営されるものとする。本計画の内容の見直し等の検討については気象庁危機管理推進本部により行われるものとする。

第3項 被害想定

- 国民の25%が感染し、全職員の最大40%が欠勤
- 約8週間の流行期間
- 経済・社会活動の縮小、社会インフラやライフラインへの影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータ等を参考とした場合、以下のような影響が一つの例として想定される。

国民の25%が、各地域で流行期間（約8週間）の中でピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日間程度り患し、欠勤。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。

ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

第4項 優先業務

新型インフルエンザ等の発生時においては、第3項の感染被害状況及び社会・経済状況が想定されることから、限られた人員・資源等で業務を遂行する必要があるため、平時と同様の業務量・水準を保つことは困難である。しかしながら、一部の業務については、業務を縮小・中断することによって、国民生活に重大な影響を与えるものや、組織の機能維持が困難となるもの等があるため、これらの業務については優先的に継続することが求められる。

本項では、優先業務についての考え方、優先業務として選定する業務の分類、優先業務の概要及び優先業務の優先順位について示す。

1 優先業務の考え方

気象庁の業務のうち、縮小・中断することにより国民生活・経済活動や国家の基本的機能に重大な影響があるものについては、気象庁防災業務計画において、その業務種別（及び優先順位）を定めていることから、これらの業務を一般優先業務として選定する。

加えて、新型インフルエンザ等の発生時において、優先業務を確実に遂行するためには、必要な職員を確保することが重要である。このことから、職員の感染防止や庁内での感染拡大の防止等を目的とした対策業務を強化・拡充業務とする。

さらに、新型インフルエンザ等発生時において、同時に地震対応業務継続計画で想定する地震が発生する場合を想定し、地震対応業務継続計画における優先業務についても、本計画における一般優先業務に含めることとする。

また、これらの業務を実施するためには、気象庁としての組織機能が維持されていることが不可欠であり、上記業務を実施するために最低限必要な組織機能を維持するために必要な業務についても、一般優先業務として定めることとする。

なお、これらの優先業務に当てはまらない業務については、優先業務を非常時において推進するために、必要に応じて、一時的に縮小・中断することとする。

2 優先業務の分類

1の優先業務の考え方に基づき、優先業務となる気象庁業務を以下の通り分類する。

なお、(2)(3)は一般優先業務とする。

(1) 強化・拡充業務

新型インフルエンザ等への感染・拡大の防止を目的として実施すべき業務であり、新型インフルエンザ等の発生によって新たに生じる業務（新型インフルエンザ等発生に備えた準備等の業務も含む。）である。

政府の新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）より、海外又は国内で新型インフルエンザ等の感染が確認されたと宣言された場合には、速やかに本計画を発動する必要がある。本計画に基づく各種対応を実施するため、災害対策本部を設置し、業務継続の判断、対策の指示、人員の確保等を行う。

特に人員の確保については、モニタリング業務を実施し、職員の感染状況・出欠勤状況を把握することで、人的資源の適切な配置を行う必要がある。

また、職場の消毒・対人距離の確保措置等を行い、職員の感染対策を実施する。なお、これらの感染対策に資するため、強化・拡充業務に必要な

医薬品その他の物資及び資材を確保・準備する。

加えて、新型インフルエンザ等発生時の当庁の業務継続に係る活動について適切に国民に周知するための、報道対応・広報業務についても適切に実施する。

(2) 国民生活に必要なサービス提供業務

国民生活の維持に必要な業務であって、一定期間、縮小・中断することにより国民生活・経済活動や国家の基本的機能に重大な影響を与える業務である。

1) 防災及び交通安全に係る業務

気象庁防災業務計画第1編第3章及び第2編第2章第2節において、優先的に実施することが定められた一般気象業務及び航空気象業務については、防災及び交通安全に係る業務として、適切に継続することとする。

2) 1) の業務を継続するために必要な業務

1) の業務を継続するためには、情報システムの安定稼働、資産・設備の継続的な利用が不可欠であることから、情報システムの保守・維持・管理業務のうち、障害対応等システムの安定運用に必要な業務及び資産・設備の管理業務のうち、電力設備の障害対応等システム安定運用に必要なものについて適切に継続する。

また、1) の業務によって得られる防災情報等について国民への提供が不可欠であることから、報道対応・広報業務についても適切に継続する。併せて、民間気象業務を支援する気象情報の提供等に係る業務についても継続する。

(3) 当庁の組織を維持するために最低限必要な業務

組織の機能を維持・継続することが必要な最低限の業務である。新型インフルエンザ等の流行の波は2、3回継続することを想定しており、短期的な中断に止まらないことから、最低限必要な業務については継続する。

本分類に該当する業務としては、予算関連業務（予算・決算・税制・組織・定員・会計検査対応等業務）、国会関連業務（質問、資料要求対応等業務）、福利厚生業務（職員の福利厚生等業務）、人事業務（人事発令、給与等業務）、会計業務（物品役務調達及び給与等支払業務）等がある。

3 優先業務の概要

優先業務の考え方及び分類に基づき整理した業務について、以下に示す。

(1) 強化・拡充業務

1) 災害対策本部の運営等

①業務継続の判断

モニタリングによる職員の出欠勤状況及び人員の過不足状況から、縮小・中断業務に対し業務の縮小・中断の判断を行う。

②対策の指示

各部課官室におけるモニタリング業務、感染対策の実施にかかる指示を行う。

③人員の確保等

人員の不足により優先業務の継続が困難であると判断される場合において、人員の不足を解消するための人員の移動等の課室間又は官署間の調整を行う。

④対策の実施

その他災害対策本部主導で判断・実施すべき事項がある場合には、これを実施する。

2) モニタリング業務（職員の感染状況・出欠勤状況の把握とその対応）

①職員の感染状況・出欠勤状況の把握

各部課官室において、新型インフルエンザ等への罹患状況・出欠勤状況を調査し、人事課厚生管理室に報告する。優先業務の実施に支障がある場合には、災害対策本部にその旨を報告する。

②海外滞在者の安否確認

感染地域に滞在する職員に対して安否確認を行う。

3) 感染対策（職場の消毒・対人距離の確保措置等）

① 咳エチケット

○ 風邪などで咳やくしゃみがでる時に、他人にうつさないためのエチケット。感染者がウイルスを含んだ飛沫を排出して周囲の人に感染させないように、咳エチケットを徹底することが重要である。

<方法>

・咳やくしゃみの際は、ティッシュなどで口と鼻を被い、他の人から顔をそむけ、できる限り1～2メートル以上離れる。ティッシュがない場合は、口を前腕部（袖口）で押さえて、極力飛沫が拡散しないようにする。前腕部で押さえるのは、他の場所に触れることが少ないた

め、接触感染の機会を低減することができるからである。呼吸器系分泌物（鼻汁・痰など）を含んだティッシュは、すぐにゴミ箱に捨てる。

- ・ 咳やくしゃみをする際に押さえた手や腕は、その後直ちに洗うべきであるが、接触感染の原因にならないよう、手を洗う前に不必要に周囲に触れないよう注意する。手を洗う場所がないことに備えて、携行できる速乾性擦式消毒用アルコール製剤を用意しておくことが推奨される。
- ・ 咳をしている人にマスクの着用を積極的に促す。マスクを適切に着用することによって、飛沫の拡散を防ぐことができる。

② マスク着用

- 患者はマスクを着用することで他者への感染を減らすことができる。他者からの感染を防ぐ目的では、手洗い等との組み合わせにより一定の予防効果があったとする報告もあるが、インフルエンザの予防効果に関する賛否が分かれており、科学的根拠は未だ確立されていない。

<方法>

- ・ マスクは表面に病原体が付着する可能性があるため、原則使い捨てとし（1日1枚程度）、捨てる場所や捨て方にも注意して、他の人が触れないようにする。
- ・ 新型インフルエンザ発生時に職場で使用するマスクとしては、不織布製マスクの使用が推奨される。
- ・ 不織布製マスクには、製品の呼称として家庭用と医療用（サージカルマスク）に分類されるが、新型インフルエンザ流行時の日常生活における使用においては、家庭用と医療用はほぼ同様の効果があると考えられる。
- ・ N95 マスク（防じんマスクDS2）のような密閉性の高いマスクは、日常生活での着用は想定されないが、新型インフルエンザの患者に接する可能性の高い医療従事者等に対して勧められている。これらのマスクは、正しく着用できない場合は効果が十分に発揮されないため、あらかじめ着用の教育・訓練が必要となる。

③ 手洗い

- 外出からの帰宅後、不特定多数の者が触るような場所を触れた後、頻回に手洗いを実施することで、本人及び周囲への接触感染の予防につながる。流水と石鹼による手洗いは、付着したウイルスを除去し、感染リスクを下げる。また、60～80%の濃度のアルコール製剤に触れることによって、ウイルスは死滅する。

<方法>

- ・感染者が触れる可能性の高い場所の清掃・消毒や患者がいた場所等の清掃・消毒をした際、手袋を外した後に手洗い又は手指衛生を実施する。
- ・手洗いは、流水と石鹼を用いて15秒以上行うことが望ましい。洗った後は水分を十分に拭き取ることが重要である。速乾性擦式消毒用アルコール製剤（アルコールが60～80%程度含まれている消毒薬）は、アルコールが完全に揮発するまで両手を擦り合わせる。

④ 対人距離の保持

- 感染者から適切な距離を保つことによって、感染リスクを大幅に低下させることができる。逆に、人が社会活動を行うことで、感染リスクが高まると言える。（通常、飛沫はある程度の重さがあるため、発した人から1～2メートル以内に落下する。つまり2メートル以上離れている場合は感染するリスクは低下する。）

患者の入室制限やマスク着用、障壁の設置等も対人距離の保持と同様に感染リスクを低下させるためのものであり、状況に応じて対策を講じる必要がある。

<方法>

- ・感染者の2メートル以内に近づかないことが基本となる。

⑤ 清掃・消毒

- 感染者が咳やくしゃみを手で押さえた後や鼻水を手でぬぐった後に、机、ドアノブ、スイッチなどを触れると、その場所にウイルスが付着する。ウイルスの種類や状態にもよるが、飛沫に含まれるウイルスは、その場所である程度感染力を保ち続けると考えられるが、清掃・消毒を行うことにより、ウイルスを含む飛沫を除去することができる。

<方法>

- ・通常の清掃に加えて、水と洗剤を用いて、特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等人がよく触れるところを拭き取り清掃する。頻度については、どの程度、患者が触れる可能性があるかによって検討するが、最低1日1回は行うことが望ましい。
- ・発症者の周辺や触れた場所、壁、床などの消毒剤による拭き取り清掃を行う。その際作業者は、必要に応じて市販の不織布製マスクや手袋を着用して消毒を行う。作業後は、流水・石鹼又は速乾性擦式消毒用アルコール製剤により手を洗う。清掃・消毒時に使用した作業着は洗濯、ブラシ、雑巾は、水で洗い、触れないようにする。
- ・消毒剤については、インフルエンザウイルスには次亜塩素酸ナトリウ

ム、イソプロパノールや消毒用エタノールなどが有効である。消毒剤の噴霧は、不完全な消毒、ウイルスの舞い上がりの可能性、消毒実施者の健康被害につながる危険性もあるため、実施すべきではない。

(次亜塩素酸ナトリウム)

- ・次亜塩素酸ナトリウムは、原液を希釈し、0.02～0.1w/v% (200～1,000ppm) の溶液、例えば塩素系漂白剤等を用いる。消毒液に浸したタオル、雑巾等による拭き取り消毒を行う、あるいは該当部分を消毒液に直接浸す。

(イソプロパノール又は消毒用エタノール)

- ・70v/v%イソプロパノール又は消毒用エタノールを十分に浸したタオル、ペーパータオル又は脱脂綿等を用いて拭き取り消毒を行う

⑥ 特定接種

特措法第 28 条に規定されている臨時の予防接種である特定接種については、その対象となりうる者の範囲等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において発生状況に応じて柔軟に決定されるが、政府行動計画において、特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員の職務として「国家の危機管理に関する事務」が規定されており、これを以下の職員とすることが内閣官房より示されている(平成 25 年 3 月 26 日付内閣官房新型インフルエンザ等対策室メール)。

- 1、付録「緊急事態に対する政府の初動対応体制実施細目」(平成 15 年 11 月 21 日 内閣官房長官決裁)に定められる官邸連絡室、官邸対策室の内閣官房職員
- 2、付録「緊急事態に対する政府の初動対応体制実施細目」(平成 15 年 11 月 21 日 内閣官房長官決裁)別紙 2 の「緊急参集チームの基準」に定められる各府省庁職員
- 3、「国家公務員宿舎法施行令(昭和 33 年政令第 341 号)」第 9 条第 2 号の規定に該当する者のうち、課長級以上の職員(1、2 に該当する者を除く)

具体的には、長官、気象防災監、参事官(防災)、気象リスク対策課長、予報課長、地震火山部長、管理課長、地震津波監視課長、火山監視課長、地震火山技術・調査課長が該当する。

上記の特定接種の対象となり得る職員に対し、基本的対応方針(特措法第 18 条の規定により、政府行動計画に基づき政府対策本部が定めるも

の)において定められる具体的運用に従い、特定接種を実施する。

4) 強化・拡充業務に必要な医薬品その他の物資及び資材確保

人事課厚生管理室は、感染対策に必要な医薬品その他の物資及び資材について、新型インフルエンザ等発生時においては、常にその在庫状況を把握し、必要十分な数量を確保する。

5) 報道対応・広報業務

①国民への周知広報

優先業務以外の業務を円滑に縮小・中断するため、気象庁における業務継続に関する方針を、広く国民に周知し理解を求める。

②利害関係者（ステークホルダー）への周知・協力関係の構築

新型インフルエンザ等発生時における業務の縮小・中断について、直接の利害関係者となる組織・人物に対し周知し、理解を求める。

(2) 国民生活に必要なサービス提供業務

1) 防災及び交通安全に係る業務

課室	業務名
各部（総務部は各課官）共通	気象庁災害対策本部関連業務
総務部企画課 大気海洋部予報課・ 気象リスク対策課 地震火山部管理課	政府の初動対処体制関連業務
総務部企画課航空 気象管理室	航空気象業務の実施状況把握
大気海洋部業務課 情報基盤部情報政 策課	気象情報交換に係る関係機関（都道府県、航空局、海上保安庁、防衛省他）との調整
大気海洋部業務課	観測業務に係る総合調整業務（観測施設や観測システムの運用状況のとりまとめ等）
	潮位・波浪観測等の実施、部外データの収集等に関する調整・指導
	沿岸防災情報（高潮・高波・漂流予測）作成・提供に関する調整・指導
	父島気象観測所における気象業務
大気海洋部予報課 気象監視・警報セン ター	気象等の特別警報、警報（気象、高潮、波浪、洪水）、指定河川洪水警報、土砂災害警戒情報の発表・伝達
	台風に関する気象情報の発表・伝達

課室	業務名
	海上警報の発表・通報
	注意報（気象、高潮、波浪、洪水）、指定河川洪水注意報の発表・伝達
	記録的短時間大雨情報、竜巻注意情報の発表・伝達
	火災気象通報の発表・伝達
	天気予報の発表
	海上予報の発表
	津波、火山、地震に関する特別警報、警報、注意報、情報の伝達
大気海洋部予報課 航空予報室	シグメット情報発表（空域予報班）
	国内悪天予想図（FBJP）発表（空域予報班）
	国内悪天解析図（ABJP）・東南アジア悪天予想図（FBAE）・航空交通管制部気象解説情報・全国航空気象解説報発表（空域予報班）
	全国航空気象官署への指示・支援業務（空域班現業業務）
	災害時の業務代行業務等の調査・立案（官執業務、空域班現業業務）
	航空交通管理センター（ATMC、航空局）管制官への気象ブリーフィング（ATMetC）
	航空交通気象時系列予想（ATMetC）
	航空気象観測通報の実施
大気海洋部気候情報課	週間天気予報の発表
大気海洋部観測整備計画課	防災情報提供センター運営
大気海洋部観測整備計画課	観測データ品質管理業務
	観測成果の収集と提供
大気海洋部環境・海洋気象課	潮汐観測におけるデータの収集、処理及び配信（還元）にかかる業務
大気海洋部環境・海洋気象課	波浪観測におけるデータの収集、処理及び配信（還元）にかかる業務
大気海洋部環境・海洋気象課海洋気象情報室	波浪の解析、予測
大気海洋部環境・海洋気象課海洋気象情報室	高潮の予測
	大規模油流出時の流出油漂流予測
地震火山部管理課	地震火山業務に係る総合調整業務
地震火山部地震津波監視課	地震津波監視及び緊急地震速報（警報）、緊急地震速報（予報）、津波警報等・地震津波情報等発表業務（現業）
地震火山部地震津波監視課	地震防災資料作成業務
	地震データの処理業務（現業）

課室	業務名
地震火山部火山監視課	地震活動と地殻変動の監視業務（現業）
	本庁担当火山の火山活動監視・噴火警報等発表業務（現業）
地震火山部火山監視課 地震火山部地震火山技術・調査課	航空路火山灰情報等発表業務（現業）
	火山活動解析・資料作成業務
地震火山部地震火山技術・調査課	東海地震関連情報発表業務
	南海トラフ地震関連情報発表業務
	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震関連情報発表業務
	地震活動・発震機構解析業務
	地震活動資料作成業務

2) 1) の業務を継続するために必要な業務

課室	業務名
総務部総務課	報道対応・広報業務
	庁舎管理業務
	電気設備・空調設備・給排水設備・エレベーター・電話設備・ガス設備の管理
情報基盤部情報政策課	民間気象業務支援センターが行う気象情報提供に係る調整
情報基盤部数値予報課	数値予報ルーチン
	数値予報現業
情報基盤部情報通信基盤課	スーパーコンピュータシステム、アデス（アデスサブシステム含む）の整備計画・業務管理
	国際気象データ交換業務及び同ネットワークの計画・管理
	内製ソフトウェアの開発計画・開発管理
情報基盤部情報通信基盤課システム運用室	情報通信設備の運用及び障害対応
情報基盤部情報通信基盤課データネットワーク管理室	アデス等、情報通信設備の維持・管理
	行政情報ネットワーク、気象データ交換動作環境の維持・管理及びセキュリティー管理
情報基盤部気象衛星課	気象衛星「ひまわり」の安定運用維持、気象衛星業務の総合調整業務
大気海洋部観測整備計画課	気象レーダー、アメダス(地上)、高層、ウィンドプロファイラ観測システム等の維持・管理
大気海洋部予報課気象監視・警報セン	気象レーダー気象観測業務、地上・地域気象観測業務、高層気象観測業務、シビアストーム監視班によ

課室	業務名
ター	る情報発表業務等の実施に必要なシステムの運用監視
大気海洋部予報課 航空予報室	航空気象観測業務の実施に必要なシステムの運用監視
地震火山部地震津 波監視課	地震活動等総合監視システム等システムの維持・運用管理業務
地震火山部火山監 視課	火山監視情報システム等のシステム維持・運用管理業務
地震火山部地震火 山技術・調査課	地震活動等総合監視システム等システムの維持・運用管理業務 火山監視情報システム等のシステム維持・運用管理業務 地震火山観測網維持・管理業務

(3) 当庁の組織を維持するために最低限必要な業務

課室	業務名
各部（総務部は各課 官）共通	国会関連業務
	予算関連業務
総務部企画課	気象業務に係る国際協力業務
総務部人事課	任用関係業務
	給与関係業務
総務部人事課厚生 管理室	福利厚生業務（職員の福利厚生等業務）
総務部総務課調達 管理室	物品役務調達業務
	給与等支払業務
情報基盤部情報政 策課	通専料支払い業務

なお、このほか、地震発生時には、地震調査研究推進本部業務及び地震機動観測業務が必要となるなど、複合災害発生時には優先業務が追加される場合がある。

4 業務の優先順位

第4項の2に定めた(1)～(3)の優先業務の実施には優先業務を遂行する職員が不可欠であることから、人員の確保に資する『(1)強化・拡充業務』の実施を最優先とする。『(2)国民生活に必要なサービス提供業務』及び『(3)当庁の組織を維持するために最低限必要な業務』に関しては、分類される業務の性質や携わる職員が必ずしも同じでないため並行した業務遂行を基本とするものの、気象庁として社会に情報を提供する使命を重視し、『(2)

国民生活に必要なサービス提供業務』の方が優先順位は高いものとする。

以上より、第4項の2で定めた業務の優先順位は(1)～(3)の記載順の通りとする。(1)～(3)に分類される個々の業務に関しては、以下のとおり優先順位を設定する。ただし、依存関係にある業務については同じ優先順位とし、それらの業務のうち最も順位の高いものに合わせる。

- ・『(1)強化・拡充業務』内の業務に関しては須らく実施するものであることから優先順位は設定せず、すべての業務を継続する。
- ・『(2)国民生活に必要なサービス提供業務』に関しては、「1)防災及び交通安全に係る業務」については気象庁防災業務計画第2編第2章第2節において定められている優先順位に従うものとし、他の業務に優先するものとする。「2)1)の業務を継続するために必要な業務」については、社会影響度に基づいて優先順位を設定する。
- ・『(3)当庁の組織を維持するために最低限必要な業務』に関しては、外部からの要請の強さ及び業務の中断により組織機能の維持に与える影響の大きさを考慮して優先順位を設定する。

※優先業務の順位付けに関する補足事項

- ・本庁業務の代行を行う官署においては、代行の際に発生する業務を優先業務として選定する。
- ・優先順位の設定は、新型インフルエンザ等の流行期間中により緊急度の高い他の災害(例えば地震津波災害等)が発生した場合にその対応を優先することを妨げるものではない。

第5項 必要な人員の確保

第4項に定める優先業務を継続するにあたっては、新型インフルエンザ等蔓延時においても優先業務の実施に係る十分な人員を確保することが求められる。このことから、職員が可能な限り優先業務に従事できるよう、インフルエンザへの感染防止策を実施することが重要であり、これを「1 職員の感染防止」において定める。

なお、感染防止策を適切に行ったとしても、職員の感染を完全に防ぐことは困難であることから、職員の感染が確認された場合の対応方法について「2 職員感染時の対応」に定める。

また、蔓延時には一定の職員の欠勤が想定されることから、優先業務の実施に係る職員が欠勤した場合において、優先業務の縮小・中断が発生しないよう、適切に人員の補填を行うことで人員を確保する必要がある。この人員の確保方法について「3 優先業務実施に係る人員の不足への対応」に定める。

さらに、職員のうち優先業務の意思決定に関わる者が欠勤した場合、優先業

務が停止する可能性があるため、権限の委譲を行える体制が必要であり、これを「4 権限の委譲」において定める。

1 職員の感染防止

職員の感染防止策については、第4項の3の(1)に示す強化・拡充業務に定めているが、そのうち制度上の検討・変更が必要なものについて、本項に定める。

(1) 勤務形態・出勤方法の検討

保育所等の臨時休業による子供等の世話のため出勤できない場合については、年次休暇の取得を原則とするが、必要に応じて早出遅出勤務を実施する。在宅勤務については、感染拡大の状況を見定めて実施に係る検討を行うこととする。

また、新型インフルエンザ等蔓延時には、職員の通勤途上における感染機会を減らすため、必要に応じて時差出勤を検討する。

一方、通勤手段を分散化し、公共交通機関における感染を防止するため、自転車等通勤者のための駐輪場の確保を検討することとする。

2 職員感染時の対応

職員が感染した際の対応方法について、本項に定める。

(1) 職員への指示・状況の把握

健康上具合の悪い職員に対しては、通勤前に医療機関の受診を勧奨し、早めの休暇取得を呼びかける。インフルエンザ様症状を発症している場合には、発熱相談センター等に相談の上でその結果を連絡させ、又は、通勤前に医療機関を受診させて医師の指導に従うよう呼びかける。

その結果、職員が新型インフルエンザ等に感染したことが発覚した場合、当該職員に対し、医師の診察を受けて適切な対応をとることを勧奨する。また、感染した職員と同一部署等における濃厚接触者である職員を把握し、健康状態の把握に努める。

また、職員が職場においてインフルエンザ様症状を発症した場合は、当該職員に対して感染拡大を防ぐためのマスクを着用させた上で、医療機関の受診を勧奨し、早めの休暇取得を呼びかける。また、当該職員が使用した机、電話、パソコンなどについて消毒を行う。

職員が新型インフルエンザ等に感染した場合又はインフルエンザ様症状を発症した場合には、速やかに感染の経緯、症状等について情報を集約する。

(2) 感染した職員等の服務上の扱い

新型インフルエンザ等に感染した職員に対しては、病気休暇の取得を要請する。当該職員が出勤しようとする場合は、人事院規則 10-4 第 24 条第 2 項に基づく就業停止とすることができる。

一方、濃厚接触者として、感染症法第 4 4 条の 3 第 2 項の規定に基づき外出自粛要請等を要請された職員に対しては、外出自粛要請の期間（最大 7 日間）について特別休暇が認められるため、人事院規則 15-14 第 2 2 条第 1 項第 17 号に基づく特別休暇の取得を呼びかける。

3 優先業務実施に係る人員の不足への対応

新型インフルエンザ等発生時においては、第 4 項に従い、継続する業務を優先業務に絞り込み継続する。この際、感染被害状況によっては、優先業務の継続に必要な人員の不足が想定されることから、以下の通り人員の不足への対応方法を定める。なお、各対策の優先順位については、人員の不足に対してとり得る対策とその実施順位について、「新型インフルエンザ対応 中央省庁業務継続ガイドライン」や民間での取組事例等から、効果、適用可能性等を考慮した上で、以下の記載順の通りとし、優先順位の高いものから適用可否を検討し、各部課官室において人員計画を策定する。

(1) 官署内での人員の移動

官署の課室内又は別課室から、業務遂行のための要員を移動する。

(2) 予備チームを含めたスプリットチーム体制への移行

現業班等において、待機チームを作る（必要であれば 1 チーム当たりの要員を減らす等の工夫を行う）ことで予備要員を確保し、新型インフルエンザ等によって欠勤した人員が出たチームの交替に充てる。なお、予備人員を確保するために勤務体制の見直し等を検討する。

(3) 別官署への業務移管

感染状況の深刻な地域の官署の所管する業務の一部又は全部を、感染状況の深刻でない別の地域の官署に移管することで、業務を代替する。

この方法は既存の地震対応業務継続計画等に記載されており、実施に際しては既存計画と整合を図る。

特に、感染被害が深刻となり、政府より外出自粛要請・勧告が発令されるような場合は、官署を閉鎖し官署機能そのものを別の官署に集約することも必要となる可能性がある。

(4) 官署間の人員の移動

官署内で優先業務の実施に不足している人員を、別の官署から派遣することでその不足を補う。

但し、新型インフルエンザ等蔓延時においては、感染が深刻な地域に人員を派遣する行為そのものが職員の健康被害や感染の拡大に繋がるおそれがある。このため、官署間での人員の移動は、他にとりうるべき措置がない場合に限り、職員の健康維持について最大限考慮した上で実施する緊急的手段とする。

(5) 在宅勤務（テレワーク）の実施

業務を庁舎内で行うのではなく、登庁せずに自宅にて実施する。

4 権限の委譲

新型インフルエンザ等の発生に伴い、優先業務の意思決定に関わる者が欠勤した場合、優先業務の継続が困難となることが想定される。このため、あらかじめ意思決定権の委譲対象となる職員や委譲順位を定め、意思決定が滞ることのない体制を整備する。

第6項 新型インフルエンザ等の流行段階に応じた対応

第3項で示すとおり、新型インフルエンザ等には流行の波があり、感染による被害状況が時間とともに流動的に変化する。このため、感染被害状況にあわせた対応を行う必要がある。

本項では、新型インフルエンザ等の流行による社会・経済状況に応じた体制の整備や対応方法について定める。

I 海外発生期

政府対策本部より、新型インフルエンザ等の感染段階が「海外発生期」であると宣言された場合、以下の対応を実施するとともに、政府対策本部により決定される基本的対処方針に示された対策を進める。

なお、新型インフルエンザ等が国内で発生した場合、海外発生期を経ずに国内発生早期と宣言される可能性があるが、この場合においても海外発生期の対応を実施する。

1 警戒体制への移行

各部課官室において、気象庁本庁災害対策要領に定める警戒体制に速やかに移行する。必要に応じて災害対策連絡会議を設置し、情報共有を行う。

2 強化・拡充業務の実施

各部課官室において、第4項の3の(1)に定める強化・拡充業務のうち、以下の対策を実施する。ただし、病原性・感染力の程度に応じ、対策の機動的実施、縮小等を可能とする。

- ・ 感染地域への出張自粛
- ・ 海外滞在者の安否確認
- ・ 感染対策の実施（海外発生期の段階であっても、既に国内にウイルスが潜入している可能性を考慮し、第4項3(1)3)③に定める手洗い・手指消毒の措置について実施する。）
- ・ 強化・拡充業務に必要な医薬品その他の物資及び資材の準備
- ・ 特定接種の実施が決定された場合、基本的対処方針を踏まえた特定接種の実施。

II 国内発生早期・国内感染期

政府対策本部より、新型インフルエンザ等の感染段階が「国内発生早期」あるいは「国内感染期」であると宣言された場合、以下の対応を実施するとともに、政府対策本部により決定される基本的対処方針に示された対策を進める。特措法第32条に定める緊急事態宣言が行われたときは、緊急事態宣言を踏まえて変更された基本的対処方針に示された対策を進める。

1 災害対策本部の設置

内閣官房の新型インフルエンザ等対策本部事務局と緊密な連携を図りつつ、災害対策本部を設置する。

2 業務継続計画発動の宣言・周知

新型インフルエンザ等の発生に伴い、業務継続計画に基づく業務の縮退を含めた業務継続活動を開始する事実を、気象庁の内外に対して宣言し周知する。

業務継続計画の発動とは、新型インフルエンザ等の国内発生を受け、業務の縮退をはじめ各種対策の運用を本格的に開始することを指す。

3 非常体制への移行

各部課官室において、気象庁本庁災害対策要領に定める非常体制に速やかに移行する。

4 強化・拡充業務の実施

災害対策本部及び各部課官室において、第4項の3の(1)に定める以下のすべての強化・拡充業務を実施する。ただし、病原性・感染力の程度に応

じ、対策の機動的実施、縮小等を可能とする。

- ・ 災害対策本部の運営等
- ・ モニタリング業務
- ・ 感染対策
- ・ 強化・拡充業務に必要な医薬品その他の物資及び資材準備
- ・ 基本的対処方針を踏まえた特定接種の実施
- ・ 報道対応・広報業務

5 優先業務の実施に係る人員の確保

(1) 人員の確保

一般優先業務について、可能な限りその実施を継続するため、優先業務以外の業務については、大幅に縮小又は中断し、第5項の3に従い人員を優先業務に投入する。優先業務以外の業務に従事する職員は、あらかじめ定められた人員計画又は指示に従い優先業務に対する支援を行う。

なお、海外発生期及び国内発生早期では、発生した新型インフルエンザ等の重篤性、感染力等が不明である可能性が高いため、優先業務以外の業務については、状況を見ながら縮小・中断するのではなく、重篤な場合を想定して早期に一旦縮小・中断し、その後、状況を踏まえて縮小・中断の見直しを検討する。ただし、海外発生期から国内発生までに一定の時間があり、重篤性が低く、かつ伝播力が弱い等、ウイルスの性質及びそれに基づく感染防止策が明確になっている場合は、状況に応じた体制に移行する。

(2) 優先業務の人員が確保できない場合の処置

上記(1)の対策を実施したにも拘わらず人員の確保が困難である場合には、優先業務のうち第4項の4に従いあらかじめ定めた業務の優先順位に従い、優先順位の低い業務から縮退を行うことで、優先順位の高い業務(社会影響度の高い業務及び組織機能の維持に与える影響が大きい業務)について確実に継続する。

なお、優先業務の縮退を行う場合には、その事実について気象庁の内外に公表し周知する。

Ⅲ 小康期

政府の新型インフルエンザ等対策本部より、新型インフルエンザ等の感染段階が「小康期」とであると宣言された場合、以下の対応を実施するとともに、政府対策本部により変更される基本的対処方針に示された対策を進める。

1 警戒体制又は注意体制への移行

気象庁内の状況を判断の上、各部課官室において、気象庁本庁災害対策要

領に定める警戒体制又は注意体制に速やかに移行する。

2 強化・拡充業務の実施

災害対策本部及び各部課官室において、第4項の3の(1)に定める下記の強化・拡充業務を、新型インフルエンザ等が完全な収束を迎えるまで適切に継続する。ただし、病原性・感染力の程度に応じ、対策の機動的実施、縮小等を可能とする。

- ・ 災害対策本部の運営等
- ・ モニタリング業務
- ・ 感染対策
- ・ 強化・拡充業務に必要な医薬品その他の物資及び資材準備
- ・ 報道対応・広報業務

3 優先業務の実施に係る人員の確保

(1) 人員の確保

優先業務継続のための人員の確保については、国内発生早期及び国内感染期における体制から通常体制に戻す。

ただし、この場合であっても状況を勘案して引き続き業務継続計画における体制を継続することを妨げない。

(2) 優先業務の実施における通常体制への復帰及び縮小・中断業務の再開

小康期に至っては、被害が収束傾向にあり、職員の欠勤率についても高くないことが想定されることから、モニタリング業務によって調査した罹患・出勤等の状況を考慮し、可能である場合、優先業務については業務継続計画発動前の通常体制に復帰する。

さらに、縮小・中断した業務についても、社会影響度を考慮の上、再開することを検討する。

第2節 事前準備

新型インフルエンザ等への対応は、第1節で定めた新型インフルエンザ等発生時における対応のほか、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の対応が必要となる。

本節では、新型インフルエンザ等の発生前段階で行うべき対応について定める。

第1項 報道対応・広報業務

外部の関係者に関わる部分を含む概要を公表し、必要に応じて説明を行う。さらに、国民及び事業者等に対し、業務継続計画に関する広報を行い、新型インフルエンザ等発生時には一部の業務を縮小又は中断せざるを得ないことにつ

いて理解を求める。

第2項 強化・拡充業務に必要な物資及び資材の備蓄等

強化・拡充業務に必要な医薬品その他の物資及び資材について、平時から十分な量を備蓄する。

第3項 特定接種

特定接種の対象となり得る職員に対し、速やかに特定接種が実施できるよう、厚生労働省等の要請に応じ、接種体制の構築を進める。

第3節 教育・訓練及び計画の見直し

新型インフルエンザ等発生時において、本計画を迅速かつ適切に運用するためには、本計画の内容を周知し、各職員が実施すべき対応等について教育及び訓練を行うことが必要である。

また、新型インフルエンザ等の脅威やとり得るべき適切な対応については、今後の社会的状況・研究や議論等に基づき変化する可能性があることから、計画の有効性を維持するために適宜見直しが必要である。

本節では、教育・訓練及び計画の見直しについて定める。

第1項 教育・訓練

職員に対し、本業務継続計画の考え方や内容について周知するとともに、特に新型インフルエンザ等発生時においては人員不足への対応が重要であることから、課室内で欠勤者が発生した場合の人員計画について複数のパターンを想定し、その対応方法について教育・訓練を通じて確認し理解を深める。

なお、庁舎内において発症者が出た場合に対応する作業班員、執務室の消毒を行う者、不特定多数の者と接触しなければならない業務に従事する者等、他の職員よりも感染リスクが高いと考えられる職員については、必要に応じて各業務に応じた感染リスクを低減する方法や業務実施時の注意事項等について教育・訓練を行う。

第2項 計画の見直し

業務継続計画の策定後における人事異動や教育・訓練の状況については、各部課官室において、定期的に既存の業務継続計画における改善点として整理するとともに、必要に応じて既存の計画の改正を行う。また、新型インフルエンザ等に対する新しい知見が得られた場合や新型インフルエンザ等に関する政府としての方針が変更された場合には、業務継続計画の所要の改正を行う。